

工事調査表－1 積算内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書

工事名	令和4年度 県単河川維持工事							
工種	単位	入札時				工事完成時		
		予定価格		当初入札額		最終契約額	最終実績額	
		金額(a)	備考	金額(A)	備考	金額(C)	金額(B)	備考
直接工事費		12,653,680		12,653,680				
共通仮設費		2,597,000		2,597,000				
純工事費		15,250,680		15,250,680				
現場管理費		5,214,000		5,214,000				
工事原価		20,464,680		20,464,680				
一般管理費等		3,775,320		2,325,320				
工事価格合計		24,240,000		22,790,000				
消費税		2,424,000		2,279,000				
工事費計		26,664,000		25,069,000				

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－4 資材購入先一覧

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は、製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－2 工事費内訳書

1. 入札時に提出した工事費内訳書に対応する内訳書とする。予定価格欄は、低入札価格調査時は空欄とし、しゅん工届提出時に公表設計書の金額を記載する。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 調査対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社従事者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、調査対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. (b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－3 手持ち資材一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－1 積算内訳書

1. 調査表2の総括表として作成する。
2. 予定価格欄は開札後発注者が公表する「開札後公表設計書」の金額を記載する。



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
長野 100 す 7483 車名		平成 28年 5月 31日	平成 19年 9月	普通 乗車定員	貨物	自家用	ダンプ [022]				
いすゞ 車台番号 [012]				3人	3750kg	4080kg	7995kg				
FRR90-7000693 型式		原動機の型式		542cm	225cm	249cm	2170kg	1910kg			
PKG-FRR90S1		4HK1		5.19kw 軽油		型式指定番号		類別区分番号			
所有者の氏名又は名称 株式会社 村瀬組											
所有者の住所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東35-15 [20801 0456]											
使用者の氏名又は名称 ***											
使用者の住所 ***											
使用の本拠の位置 ***											
有効期間の満了する日 令和 5年 6月 7日											
備考 [長野], 継続検査, [OSS] 自動車重量税額 ¥45,600 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 105,600km (令和4年6月3日) [旧走行距離計表示値] 94,300km (令和3年6月4日) 平成13年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 98dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 32-20164					[その他検査事項] (920) 燃料タンク 1個 100L 以下余白						

裏面もご覧下さい。





自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
長野 100 せ 2758 車	令和 4年 4月 15日	平成 25年 9月	普通 乗車定員	貨物	自家用	ダンプ	[022]			
いすゞ	[012]		3人	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
FRR90-7046016 型式	原動機の型式		544cm	222cm	250cm	2200kg	-kg		1930kg	
TKG-FRR90S1	4HK1		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号	
所有者の氏名又は名称	クボタ重車輛 株式会社									
所有者の住所	長野県小諸市平原24-4 [20507 0143]									
使用者の氏名又は名称	株式会社 村瀬組									
使用者の住所	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東35-15 [20801 0456]									
使用の本拠の位置	***									
有効期間の満了する日	令和 5年 4月 14日									
備考	[長野] 新規登録 自動車重量税額 ¥32,800 [24年度税制] 平成25年9月2日 新規登録 50%減税措置済み 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 54,800km (令和4年4月15日) [旧走行距離計表示値] 49,300km (令和2年10月5日) 平成13年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 98dB [整備工場コード] 32-20576 [その他検査事項] (920) 燃料タンク 1個 100L					以下余白				

裏面もご覧下さい。



手持ち機械

4tダンプ①



4tダンプ②



固定資産台帳 兼 減価償却額明細書

会社：116

株式会社 村瀬組

計算期間 自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 30 日

資産コード 資産名	償却方法	資産区分	数量 供用日	取得価額	耐用 償率	月数	期首帳簿価額	期中増加額	期中減少額	当期償却限度額	特別・割増償却額	当期償却額	期末帳簿価額	償却累計額
1600001 資材置場	旧定率法	所有資産	1 昭60. 9	3,209,664	17		1					0	1	3,209,663
1600003 ユニットハウス	旧定率法	所有資産	1 昭63. 8	280,000	2		1					0	1	279,999
1601001 事務所 197㎡	旧定額法	所有資産	1 平16. 12	11,860,606	38 0.027	12	7,417,338			288,212		288,212	7,129,126	4,731,480
1601002 倉庫 197㎡	旧定額法	所有資産	1 平17. 4	5,892,874	20 0.050	12	1,893,091			265,179		265,179	1,627,912	4,264,962
1601003 中古倉庫	定額法	所有資産	1 平19. 6	3,774,628	19 0.053	12	1,190,584			200,055		200,055	990,529	2,784,099
期中 除却・売却資産 以外 計				25,017,772			10,501,015			753,446		753,446	9,747,569	15,270,203
期中 除却・売却資産 計												0	0	
11 *** 建物 計 ***				25,017,772			10,501,015			753,446		753,446	9,747,569	15,270,203
1630001 カッター	旧定率法	所有資産	1 昭56. 4	250,000	2		1					0	1	249,999
1630002 中古 振動ローラー	旧定率法	所有資産	1 昭56. 5	670,000	2		1					0	1	669,999
1630011 中古ホイルローラー	旧定率法	所有資産	1 昭63. 3	3,000,000	2		1					0	1	2,999,999
1630012 コンパレッサー	旧定率法	所有資産	1 昭63. 7	1,220,000	2		1					0	1	1,219,999
1630017 モーターローラー	旧定率法	所有資産	1 平 2. 3	7,210,000	2		1					0	1	7,209,999
1630025 バントローラー	旧定率法	所有資産	1 平 6. 4	922,330	7		1					0	1	922,329
1630027 油圧バックホー 120-3	旧定率法	所有資産	1 平 7. 4	7,100,000	2		1					0	1	7,099,999
1630029 発動機	旧定率法	所有資産	1 平11. 3	750,000	6		1					0	1	749,999
1630031 三笠 ハイコンパクター	旧定率法	所有資産	1 平13. 10	850,000	6		1					0	1	849,999
1630033 高周波 ハイフレター	旧定率法	所有資産	1 平14. 7	265,000	6		1					0	1	264,999
1630034 ミハクホーン EX30UR-3中古機2001製	250%定率法	所有資産	1 平21. 11	1,550,000	2		1					0	1	1,549,999
1630035 三笠ハイコンパクター MVH306DSC	250%定率法	所有資産	1 平22. 12	785,000	6		1					0	1	784,999

固定資産台帳 兼 減価償却額明細書

会社 : 116

株式会社 村瀬組

計算期間 自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 30 日

資産コード 資産名	償却方法	資産区分	数量 供用日	取得価額	耐用 償率	月数	期首帳簿価額	期中増加額	期中減少額	当期償却限度額	特別・割増償却額	当期償却額	期末帳簿価額	償却累計額
1630036 コマツ油圧ショベル PC75UU-3C#19657中古	200%定率法	所有資産	1 平26. 9	2,980,000	2							0	1	2,979,999
1630037 H20年日立油圧ショベルZX75UR#45402	200%定率法	所有資産	1 平28. 4	2,980,000	2							0	1	2,979,999
1630038 日立油圧ショベル中古機ZX135UR#5391	200%定率法	所有資産	1 平29.10	4,299,500	2							0	1	4,299,499
1630039 日立ホーローダグ ZW100 #1889 1208HR	200%定率法	所有資産	1 平30. 7	6,199,500	2							0	1	6,199,499
1630040 日立油圧ショベル中古ZX135US-3#94242	200%定率法	所有資産	1 令 4. 4	4,350,000	1.000	1		令 4. 4 4,350,000				362,500	3,987,500	362,500
期中 除却・売却資産 以外 計				45,381,330			16	4,350,000		362,500		362,500	3,987,516	41,393,814
期中 除却・売却資産 計												0	0	
41 *** 機械及び装置 計 ***				45,381,330			16	4,350,000		362,500		362,500	3,987,516	41,393,814
1640008 いすゞ 2t強化ダンプ 3493	旧定率法	所有資産	1 平 7. 3	2,170,000	0.684					令 4. 4 1		0	0	2,169,999
1640012 いすゞ 大型10tダンプ 175	旧定率法	所有資産	1 平 8. 2	9,700,000	2							0	1	9,699,999
1640029 長野100す1188いすゞ4tダンプ H9年	250%定率法	所有資産	1 平23. 9	933,334	1.000					令 4. 3 1		0	0	933,333
1640031 長野400た6938 ニッサADバン(中古)H13	200%定率法	所有資産	1 平25. 7	326,448	2							0	1	326,447
1640032 長野400た7836 ADバン(中古)H18年式	200%定率法	所有資産	1 平25.10	492,248	1.000					令 4. 2 1		0	0	492,247
1640033 中古車 日産ADバン H16年式 No.3071	200%定率法	所有資産	1 平27. 8	443,582	2							0	1	443,581
1640034 中古車 トヨタ ラクティス 1500(事故車)	200%率(均)	所有資産	1 平28. 3	626,852	0.500	12	63,187					63,186	1	626,851
1640035 長野100す7483いすゞ4tダンプ H19年	200%定率法	所有資産	1 平28. 6	2,824,074	2							0	1	2,824,073
1640036 長野100は3022日野アステイトダグ	200%定率法	所有資産	1 平30. 4	5,760,000	2							0	1	5,759,999
1640037 長野100す8610いすゞ4tクレーン付トラック	200%定率法	所有資産	1 平31. 4	4,500,000	2							0	1	4,499,999
1640038 長野301そ6895 ヲガシB4(H28/3月式)	200%定率法	所有資産	1 令 1. 7	2,079,815	0.667	12	692,579					461,950	230,629	1,849,186
1640039 長野480て5468オハツ ハイットH25年式	200%定率法	所有資産	1 令 2. 6	481,818	1.000	12	40,152					40,151	1	481,817

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－5 手持ち機械一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む）を調査対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が調査対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む）を明らかにした書面を添付する。

固定資産台帳 兼 減価償却額明細書

会社：116

株式会社 村瀬組

計算期間 自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 30 日

資産コード 資産名	償却方法	資産区分	数量 供用日	取得価額	耐用 償率	月数	期首帳簿価額	期中増加額	期中減少額	当期償却限度額	特別・割増償却額	当期償却額	期末帳簿価額	償却累計額
1640040 長野400て409マツガ ^ツ 7 ^リ シ ^ア ハ ^ン H28/9式	200%定率法	所有資産	1 令 4. 2	746,364	2 1.000	3		令 4. 2 746,364		186,591		186,591	559,773	186,591
1640041 長野480な3048日産リッパ ^ー -NV100	200%定率法	所有資産	1 令 4. 3	816,364	2 1.000	2		令 4. 3 816,364		136,060		136,060	680,304	136,060
1640042 長野100せ2758い ^す ゞ4 ^t カ ^ン 7 ^フ H25/9	200%定率法	所有資産	1 令 4. 4	3,636,364	2 1.000	1		令 4. 4 3,636,364		303,030		303,030	3,333,334	303,030
期中 除却・売却資産 以外 計				31,941,681			795,924	5,199,092		1,190,968		1,190,968	4,804,048	27,137,633
期中 除却・売却資産 計				3,595,582			3		3			0	0	3,595,579
51 *** 車両及び運搬具 計 ***				35,537,263			795,927	5,199,092	3	1,190,968		1,190,968	4,804,048	30,733,212
1650001 看板	旧定率法	所有資産	1 昭49. 6	290,000	4		1					0	1	289,999
1650002 机	旧定率法	所有資産	1 昭62. 8	130,000	15		1					0	1	129,999
1650003 金庫	旧定率法	所有資産	1 昭62. 8	114,000	20		1					0	1	113,999
1650005 取付工具	旧定率法	所有資産	1 平 4. 3	300,000	2		1					0	1	299,999
1650006 1.0ハ ^ッ ケット	旧定率法	所有資産	1 平 3. 10	400,000	2		1					0	1	399,999
1650007 中古 トランフト	旧定率法	所有資産	1 平 4. 3	600,000	2		1					0	1	599,999
1650008 シーティング ^グ プレート	旧定率法	所有資産	1 平 7. 10	2,200,000	2		1					0	1	2,199,999
1650011 プリンター	旧定率法	所有資産	1 平12. 10	230,000	5		1					0	1	229,999
期中 除却・売却資産 以外 計				4,264,000			8					0	8	4,263,992
期中 除却・売却資産 計												0	0	
65 *** 器具及び備品 計 ***				4,264,000			8					0	8	4,263,992
1690001 日産 H9長野11な2829 ミッション中古	自由償却	所有資産	1 平22. 3	200,000								0	0	200,000
1690002 ス ^キ H7年式 長野41あ6278	自由償却	所有資産	1 平22. 10	171,429								0	0	171,429

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－6 従事者の確保計画

1. 自社従事者と下請従事者とを区別し自社従事者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた従事者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社従事者に係る労務単価については、調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社従事者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する従事者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、従事者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社従事者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社従事者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

工種	週								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
河川維持									
運転手(特殊)	—	—	—	—	—	—	—		
運転手(一般)①	—	—	—	—	—	—	—		
運転手(一般)②	—	—	—	—	—	—	—		
運転手(一般)③				—	—	—	—		
運転手(一般)④				—	—	—	—		
運転手(一般)⑤				—	—	—	—		

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－7 工種別従事者配置計画

1. 本様式には調査表－6の計画により確保する従事者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、長野県が公表する職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社従事者の職種ごとの配置計画を添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－8 建設副産物の搬出処理

1. 調査対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 収集運搬を自社で行う場合は、委託先を「自社」と記載する。

添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～9）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－9 配置予定技術者

1. 配置を予定する主任技術者、監理技術者、現場代理人及び低入札価格調査による別途配置技術者について記載する。

添付書類

1. 記載した技術者等が自社で雇用する社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

その価格により入札した理由書

件名：令和4年度 県単河川維持工事
業者名：株式会社村瀬組
住所：北佐久郡軽井沢町軽井沢東35-15

項目	内容
1 その価格により入札した理由	<p>当該河川施工箇所付近では令和3年度・令和2年度と小規模補修工事(河川)を行っており、また、令和元年度には災害復旧工事を行っており、現場状況を熟知している。</p> <p>1.直接工事費は積算時の当社積算単価は基本的に長野県単価及び市場単価を採用した。当該工事を工程検討の結果、工期内の施工機械の手配、人員の配置が出来ると判断した。</p> <p>2.共通仮設費の積算時の当社積算経費率は基本的に長野県単価を採用した。</p> <p>3.2.共通仮設費の積算時の当社積算経費率は基本的に長野県単価を採用した。</p> <p>4.一般管理費は必要最低限の金額のみ計上。また、当社資材置き場が施工場所から1.9km(車両運行時間で3分)の地点にあり、資材置き場を事務所とすることで地代家賃の削減が可能と判断した。 上記項目の検討を行い、加えて手持ち工事も少ないことから品質・安全を十分に保証できる応札金額であると判断いたしました。</p>
2 契約工事に関連する手持ち工事の状況	ございません。
3 過去10年間に施工した主な公共工事20カ所の工事名、発注者、工事成績評点	別紙

記載要領

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査様式1 その価格により入札した理由書

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
3. 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同種又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。添付資料として、当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。
4. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない
5. 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

工事調査様式－1(別紙)

	発注者	工事名	工事箇所	評定点	予定価格	入札金額	落札率%	備考
1	佐久建設事務所	令和元年度 1災公共土木施設災害復旧工事	(一)発地川 軽井沢町発地(7)他	82点	45,540,000	45,300,000	99.5	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

低入札価格調査に該当した工事は、備考欄に「低入調査」を記載。

工事調査様式－1（別紙）

1. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。